別表六の十一㈠の記載要領第１号中「が法」を「が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この号において「令和２年改正法」という。）第３条の規定による改正前の法人税法（第４号において「令和２年旧法」という。）」に、「場合（」を「場合（令和２年改正法附則第143条の規定による改正前の」に、「特別措置法」を「令和２年旧特別措置法」に改め、同第十一号中「特別措置法」を「令和２年旧特別措置法」に改め、同第四号中「より法」を「より令和２年旧法」に、「（法」を「（令和２年旧法」に、「、法」を「、令和２年旧法」に改める。

別表六の十一㈡の記載要領第１号中「が法」を「が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この号において「令和２年改正法」という。）第３条の規定による改正前の法人税法（次号において「令和２年旧法」という。）」に、「租税特別措置法」を「令和２年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第十一号中「法第81条の３第１項」を「令和２年旧法第81条の３第１項」に、「租税特別措置法」を「令和２年旧措置法」に改める。

別表六の十一㈢付表の表中

法第81条の15第１項により控除できる金額 （(1)と(3)のうち少ない金額）	令和２年旧法第81条の15第１項により控除できる金額 （(1)と(3)のうち少ない金額）
法第81条の15第２項により控除できる金額 （別表六（三）「30の②」）	令和２年旧法第81条の15第２項により控除できる金額 （別表六（三）「30の②」）
法第81条の15第３項により控除できる金額 （別表六（三）「34の②」）	令和２年旧法第81条の15第３項により控除できる金額 （別表六（三）「34の②」）

を

に改め、同表の記載要領第１号中「が法」を「が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この号において「令和２年改正法」という。）第３条の規定による改正前の法人税法」に改め、「又は」の次に「令和２年改正法第16条の規定による改正前の」を加え、同第十一号中「令」を「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令（次号において「令和２年旧令」という。）」に改め、同第十三号中「令」を「令和２年旧令」に改め、同第四号中「別表六（二の二）の「７」」を「別表六（二の二）「７」」に改める。

別表六の十一㈣の記載要領第１号中「連結法人が」を「連結法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この号及び第３号において「令和２年改正法」という。）附則第143条の規定による改正前の」に、「「特別措置法」を「「令和２年旧特別措置法」に、「法第81条の15の２」を「令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法（次号において「令和２年旧法」という。）第81条の15の２」に改め、同第十一号中「（特別措置法」を「（令和２年旧特別措置法」に、「読み替えられた法」を「読み替えられた令和２年旧法」に改め、同第十三号中「租税特別措置法」を「令和２年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法」に改める。

別表六の十一㈤の記載要領第１号(1)及び(2)を削り、同号(3)中「(3)に」を「(1)に」に改め、同号(3)を同号(1)とし、同号(4)中「）第15条」を「。(3)及び(4)において「令和２年改正法」という。）第15条」に改め、同号(4)を同号(2)とし、その次に次のように加える。

(3)　令和２年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）第68条の９第１項、第４項若しくは第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）、第68条の11第２項若しくは第３項（中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第68条の13第１項若しくは第２項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第68条の14第２項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第68条の14の２第２項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第68条の14の３第２項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第68条の15第２項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第68条の15の２第１項若しくは第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）、第68条の15の３第１項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）、第68条の15の５第２項若しくは第３項（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第68条の15の６第１項若しくは第２項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）、第68条の15の６の２第２項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）、第68条の15の７第４項から第６項まで（事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）又は第68条の15の８第１項から第５項まで（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定

(4)　令和２年改正法第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（(4)及び第３号において「令和２年旧震災特例法」という。）第25条の２第２項若しくは第３項（連結法人が特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第25条の２の２第２項若しくは第３項（連結法人が企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第25条の２の３第２項若しくは第３項（連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第25条の３第１項（連結法人が特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）、第25条の３の２第１項（連結法人が企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）若しくは第25条の３の３第１項（連結法人が避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）又は令和２年旧震災特例法第25条の４第１項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用される令和２年旧措置法第68条の15の８第１項から第５項までの規定